

同志社共済組合遺児育英資金給付規程

施行 1996年4月1日

改正 2010年3月8日

(目的)

第1条 この規程は、同志社共済組合（以下「共済組合」という。）に加入している組合員が、在職中死亡により退職したときは、その者に遺児がいる場合において、遺児の健全な成長を援助するための育英資金を支給することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する遺児とする。

- (1) 同志社給与規程第17条に定める家族手当の支給対象者
- (2) 「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載されている者
- (3) 組合員死亡時に胎児であった者（ただし、出生後速やかに出生届を届け出なければならない。）。

(学校等の区分及び支給額)

第3条 育英資金は、受給資格を有する遺児が次の各号に該当する場合、遺児1人につき、当該の金額を支給する。

- (1) 未就学児童 月額 30,000円
- (2) 小学校在学 月額 30,000円
- (3) 中学校在学 月額 40,000円
- (4) 高等学校・高等専門学校・専修学校在学 月額 50,000円
- (5) 短期大学在学 月額 50,000円
- (6) 大学在学（大学院・専攻科・別科は除く） 月額 50,000円

(支給期間)

第4条 育英資金の支給期間は、組合員が死亡した日の属する月の翌月から遺児が前条に定める各学校等を卒業する月まで支給する。ただし、各学校の支給期間は所定の修業年限を上限とする。

2 組合員の死亡時胎児であったときは、出生の月から支給する。

(支給方法)

第5条 育英資金の支給は、毎年3月、6月、9月及び12月の年4回とし、各々の支給月までの3カ月分を支給する。

(申請者)

第6条 申請者は、遺児の親権者又は遺児を事実上扶養する者とする。ただし、遺児が満18歳以上であって、申請者がいない場合は、遺児が申請者となることができる。

(申請手続等)

第7条 申請者は、組合員の死亡後又は胎児であった遺児の誕生後2カ月以内に、次の各号に掲げる書類を本共済組合に提出しなければならない。

- (1) 遺児育英資金受給申請書 1通
- (2) 住民票 1通
- (3) 通園証明書又は在学証明書 1通
- (4) 申請者及び同一世帯内の遺児全員の前年の所得証明書（源泉徴収票又は確定申告書の写し） 1通

(支給除外事由)

第8条 前条の受給申請の審査に当たって、受給資格者が次の各号の一に該当するときは、受給対象から除外する。

- (1) 親権者が再婚し、再婚後その配偶者と同居するようになったとき。
- (2) 養子縁組をしたとき。ただし、受給資格者が事実上その者を養育していた者と養子縁組をした場合を除く。
- (3) 組合員の養子であった受給資格者が養子縁組を解消したとき。
- (4) 遺児が死亡したとき。
- (5) 遺児が就職したとき。
- (6) 遺児が第3条に定める各学校等を休学又は退学したとき。
- (7) その他上記各号に準じるとき。

(支給の停止)

第9条 申請者が次の各号の一に該当するときは、支給を停止する。

- (1) 死亡した組合員の配偶者及び同一世帯内の遺児全員の前年の所得が、別に定める限度額を超えたときは、翌月から育英資金の支給を停止する。
- (2) 前号に定める前年の所得とは、給与所得及びその他の所得の合計をいう。ただし、組合員の前年度の所得、退職所得及び公的年金は、これを除くものとする。
- (3) 申請者が、この規程に定められた手続を理由なく怠ったときは、支給を停止する。
- (4) その他上記各号に準じるときは、支給を停止する。

(不正受給の場合の措置)

第10条 虚偽の申請その他の不正の事実があった場合は、不正受給額を共済組合に返還しなければならない。

(細則)

第11条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもって定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、共済組合運営委員会において決定する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。